

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示		ページ
○県統計調査の実施	(統計課)	1
○保安林の指定(3件)	(治山林道課)	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定	(防災砂防課)	2
○建築基準法による道の指定	(建築指導課)	2
公 告		
○特定非営利活動法人の設立認証の申請(県民生活・男女共同参画課)	(7・12揭示)	2
監査公表		
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果		2

告 示

高知県告示第400号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。
平成28年7月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
人材確保に係る介護事業所実態調査
- 2 調査の目的
県内の介護サービス事業所における従事者の状況等を把握し、人材確保対策の施策に活用するため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
県内全域
 - (2) 単位
事業所
 - (3) 属性
介護サービス事業所
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 事業所の所在地
 - イ 事業所開設年
 - ウ 事業所の法人格(経営主体)

- エ 利用者数
 - オ 従業員数
 - カ 従業員の就労状況
 - キ 従業員の平均月額給与
 - ク 従業員の職種別の充足状況
 - ケ 従業員の定着率
 - コ 職員の早期離職防止及び定着促進の方策
 - サ 人材育成の取組
 - シ 教育・研修の状況
 - ス 職場環境
 - セ 介護報酬改定に伴う対応
- (2) その基準となる期日
平成28年7月1日

5 報告を求める者

- (1) 数
1,400事業者(概数)
- (2) 選定方法
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護、通所介護、特定施設入居者生活介護、居宅介護支援、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション又は看護小規模多機能型居宅介護の介護サービスを行っている事業所の全てを選定する。

6 報告を求めるために用いる方法

- (1) 調査組織
県が民間業者を経由して報告を求める。
- (2) 調査方法
郵送調査

7 報告を求める期間

平成28年8月中旬から同年9月中旬まで

高知県告示第401号

次の森林を保安林に指定したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年7月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定に係る保安林の所在場所
須崎市吾井郷字國末乙895の1、乙2143の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字國末乙2143の1(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第402号

次の森林を保安林に指定したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。
平成28年7月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定に係る保安林の所在場所
須崎市浦ノ内下中山字白鷺180(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第403号

次の森林を保安林に指定したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。
平成28年7月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定に係る保安林の所在場所
安芸郡芸西村西分字長谷寄甲5069の24から甲5069の27まで
- 2 指定の目的

潮害の防備
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐は、択伐による。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び芸西村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第404号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
 なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成28年7月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知市介良甲

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	高知市介良字国光山	甲1321
2	〃 〃 〃	甲1320-2
3	〃 〃 〃	甲1315
4	〃 〃 〃	甲1314
5	〃 〃 字山屋敷	甲854-1
6	〃 〃 〃	甲858-3
7	〃 〃 字イザリ石	甲893

(2) 区域

標柱1から7までを順次に直線で結んだ線及び標柱7と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第405号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の

規定により指定する。
平成28年7月22日

高知県知事 尾崎 正直
土佐市高岡町字野田川丙575番1地先から字東京間丙103番3地先に至る延長985メートルの道

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。
 なお、その関係書類は、平成28年7月12日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年7月12日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年6月29日	特定非営利活動法人にんにん	高橋 貞子	高知市介良乙2815番地セジュール竹内A201	この法人は、活動地域の働く母親・父親たちに対して、地域社会を核にした新しい子育てモデルに基づく、保育および子育てに関する事業、地域の子育て環境及び学習環境の向上、次世代の子育てについての啓発、またこれによる地域社会の活性化及び住みよいまちづくりに寄与すると同時に、これを全国に発信し広めていくことを目的とする。

監 査 公 表

監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年7月22日

高知県監査委員
28高行管第101号
平成28年6月30日

高知県監査委員 様

高知県知事

平成27年度行政監査結果に対する措置について（通知）

平成28年2月17日付け27高監報第15号で報告のありました、平成27年度行政監査結果に対して、下記のとおり措置を講じました。

記

監査委員の意見

監査の結果、施設等の利活用状況の把握など、おおむね適正に行われていると認められるものの、補助金交付要綱に基づく取扱いなどの一部において十分でないものが認められた。

- 利活用状況の把握について
補助金交付要綱等に事業完了後の一定期間の状況報告書の提出を義務付けているにもかかわらず、提出を受けていないものが一部で見られた。
このため、提出を義務付けている状況報告書については確実に徴するとともに、利活用状況を把握するために必要な手段について、補助金交付要綱等を策定する段階で検討されたい。
- 財産管理台帳の整備等について
補助金により整備された施設等については、耐用年数が長期に及ぶものがあるが、施設等の耐用年数を確認していないものが一部で見られた。
このため、施設等の適正な財産管理のための財産管理台帳の整備に努められたい。
- 財産処分の制限の対象となる財産や期間の定義について
財産処分の対象となる財産や制限の期間について、補助金交付要綱に規定のないものや、補助金交付要綱で「知事が別に認めるもの」や、「耐用年数を勘案して別に定める」と規定しているものの、具体的な定めがないものが一部で見られた。
このため、補助金交付要綱等において、財産処分の対象となる財産や制限の期間を明示するように努められたい。
- 間接補助金における市町村等の補助金交付要綱の確認について
間接補助金のうち、市町村の補助金交付要綱に財産処分

の制限に関する規定がないものや、市町村の補助金交付要綱を確認していないものが一部で見られた。

このため、市町村等の補助金交付要綱を確認されたい。

- 5 平成25年度定期監査意見（成果指標等の設定）について
平成25年度の定期監査の結果報告では、成果指標等について、「補助金交付要綱に交付申請時に成果指標を設定させ、実績報告時にも成果指標による捕捉・評価を行う規定を設けているものは、一部にとどまっており、明確な数値目標を掲げアウトカムを意識して仕事を進めるためにも、成果指標等の設定について幅広く検討し、活用されるよう努められたい。」としている。

今回の監査では、第2次調査の対象となる18補助金の全てにおいて、成果目標となる事業実施計画は作成していたものの、明確な数値目標を掲げているものは一部にとどまっていた。

施設等の利活用状況の把握や事業完了後の指導や支援を行うためには具体的な成果指標が必要と思われることから、事業実施計画時の成果指標等を設定するよう、改めて検討されたい。

（措置の内容）

これまで、補助金行政に対する県民の信頼を損なうことのないよう、職員に対し、補助金事務の適正な運用について徹底してまいりました。「県単独補助金で整備された施設等の利活用状況等」につきましても、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）及びその運用通知等に当該事務に関する規定を定め、毎年開催している会計事務の研修や、補助金交付要綱の制定・改正時の事務手続等を通じて、適正化に努めてきたところです。

今回、具体的な指摘があった14補助金23項目につきましては、平成28年5月31日までに要綱の改正や運用の改善を行ったものが10補助金14項目、残る5補助金9項目については、現在、改正等の事務手続きを進めているところです。

併せて、監査対象外であった補助金についても、改めて点検する必要があることから、本年6月に「補助金で整備された施設等の利活用状況等について」（平成28年6月7日付け28高財第68号財政課長通知）を発出し、行政監査の結果を踏まえた対応を徹底したところです。加えて、本年7月に開催される会計事務の実務研修においてフォローするなど、職員への更なる周知を図ることとしています。

今後も引き続き、職員研修の場をはじめとするあらゆる機会を通じて、補助金事務の適正化に努めてまいります。